

世田谷区立平和資料館条例（案）について

（付議の要旨）

平成27年8月に一部開設を予定している世田谷区立平和資料館の施設設置条例（案）について以下のとおり報告する。

1 主旨

世田谷区立平和資料館については、平成27年8月の一部開設に向けて準備を進めているところである。先般、策定した事業方針を踏まえ、平成27年第1回区議会定例会に、施設設置条例として、世田谷区立平和資料館条例を提案する。

2 条例の内容

（1）設置目的

区民の平和に対する理解を深めるとともに、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを知ることを通じて、区民相互及び地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する。

（2）設置場所

東京都世田谷区池尻一丁目5番27号

（3）設置施設

展示室、ライブラリー、多目的室

（4）事業

平和に関する資料並びに平和に関する図書及び視聴覚資料（以下「平和資料等」という。）の収集（寄贈又は寄託を受けることを含む。）をすること。

平和資料等を保管し、展示すること。

平和資料等を区民等の利用に供すること。

平和に関する講座、講演会、映画会等の開催その他の普及啓発又は教育活動を行うこと。

前各号に掲げるもののほか、区長が第1条の目的を達成するために必要と認めた事業

（5）入館料

無料

3 条例案

別紙のとおり

4 その他

開館時間、休館日は規則により定める

開館時間 午前9時～午後5時（土日祝日開館）

休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

5 今後のスケジュール

平成27年	2月上旬	常任委員会（区民生活・文教）「世田谷区立平和資料館条例（案）」
	2月中旬	区議会第1回定例会「世田谷区立平和資料館条例（案）」
	7月	平和資料館竣工（予定）
	8月	平和資料館一部開設（予定） 世田谷区立平和資料館条例施行
	9月	既存公園管理事務所仮移転（平和資料館内）
平成28年	6月	公園管理事務所移転（新公園管理事務所棟）
	8月	平和資料館全部開設（予定）